

# 速報！！

## 行政訴訟（M）控訴審勝利！！

### 最高裁判所が掲示物不当撤去は 不当労働行為の判決！

10月15日、東京最高裁判所は、新幹線関西地本「地労委M」行政訴訟（名古屋車両所分会・掲示物不当撤去事件）で、会社の主張を退けて、私たちの主張を認める勝利判決を言い渡しました。

行政訴訟（M）は、2006年2月21日に名古屋車両所分会が愛知県労働委員会に「組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は不当労働行為である」と救済申立を行ったもので、中央労働委員会、東京地方裁判所、東京高等裁判所のいずれも会社の主張を退けた組合側勝利の命令・判決を出しています。

最高裁の判決により会社の不当労働行為が確定しました。会社は、判決に従いただちに謝罪せよ！！

2014年10月16日  
JR東海労新幹線関西地方本部